

令和元年度 生協ガバナンス研修会実施報告

◇日時 令和元年8月27日(火)

◇会場 日本特殊陶業市民会館 第1会議室

生協法と生協ガバナンス、役員の役割

(民法改正対応に伴う契約書点検・修正の視点について)

◇講師 下川慶子氏(日本生協連法務部 弁護士)

◇参加者27名(13生協21名、行政2名、事務局4名)

一宮1名、あいち2名、生活クラブ2名、トヨタ2名、かりや愛知中央2名、愛知県職員1名、トヨタ車体1名、愛知県警察職員2名、南医療2名、名古屋市民火災共済1名、東海コープ2名、アイチョイス1名、県民共済2名、県民生活課2名、連合会4名

◇研修内容

＜生協に関する法的ルール＞

1) 生協法と定款

- ・生協法「根拠法」(＝その組織の事業・運営・財産管理の最も基本となる法律)
- ・定款「生協の憲法」(＝生協における最上位の自治規範)

2) 生協法の構成

- ・第7章登記(第74条～第92条)登記事項と登記手続は重要

＜生協のガバナンスと各機関の役割＞

1) 生協のガバナンスの意義と仕組み

- ・ガバナンス⇒内部統制と監査により集団が自らを健全に統治すること

2) 生協の機関とガバナンス

- ・経営者の執行活動を監視する機能



加藤会長(あいさつ)



下川弁護士(講師)

<生協のガバナンスと各機関の役割>

3) 各機関の役割

4) 役員の義務と責任

- ・役員の基本的義務(善管注意義務＝善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う)

<役員の責任が問われた事例>

1) 弘南バス生協事件

- ・職員の不正に関して責任が問われた事案
(監事も善管注意義務違反を問われた事案)

2) ダスキン事件

- ・重大な違法行為の事実を役員が隠蔽して責任が問われた事案

3) 日本システム技術株式会社事件

- ・組織的な不正行為に対して、役員責任を問われなかった事案

4) 大原町農協事件

- ・役員「おまかせ慣行」を放置して、監事が損害賠償請求を上告された事案

＜その他＞

1) 民法改正対応に伴う契約書点検・修正の視点

- ・項目ごとに別紙の改正内容を確認し、点検・修正の必要性を判断すること。

2020年4月以降は、旧法時に締結した契約書が優先されるが、更新後は新法が適用されるので、契約書を洗い出し、基本となる雛型を作成すると良い。

